

昭和四十年政令第二号

毒物及び劇物指定令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第一第二十八号、別表第二第九十四号、別表第三第十号及び第二十三号の二の規定に基づき、毒物及び劇物指定令（昭和三十一年政令第一百七十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

(毒物)

第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」といふ。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。

- 一 アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム〇・一％以下を含有するものを除く。
一の二 亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤
一の三 亜硝酸ブチル及びこれを含有する製剤
一の四 アバメクチン及びこれを含有する製剤。ただし、アバメクチン一・八％以下を含有するものを除く。
一の五 三アミノ一プロペン及びこれを含有する製剤
一の六 アリルアルコール及びこれを含有する製剤
一の七 アルカノールアンモニウム二・四ジニトロ一六（一ニメチルプロピル）一フエノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム二・四ジニトロ一六（一ニメチルプロピル）一フエノラート及びこれを含有する製剤を除く。
一の八 五イソシアナト一（イソシアナトメチル）一・三・三トリメチルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
一の九 〇一エチル〇（二ニソプロポキシカルボニルフェニル）一ニソプロポキシホスホルアミド（別名ソフエンホス）及びこれを含有する製剤。ただし、〇一エチル〇（二ニソプロポキシカルボニルフェニル）一ニソプロポキシホスホルアミド五％以下を含有するものを除く。
一の十 〇一エチル〇（二ニソプロポキシホスホロジチオアールト（別名エトプロホス））及びこれを含有する製剤。ただし、〇一エチル〇（二ニソプロポキシホスホロジチオアールト）五％以下を含有するものを除く。
二 エチルパラニトロフェニルチオペンゼンホスホネイト（別名EPN）を含有する製剤。

剤。ただし、エチルパラニトロフェニルチオペンゼンホスホネイト一・五％以下を含有するものを除く。
二の二 N一エチルメチル（二ニクロル）四メチルメルカプトフェニル）一チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤
二の三 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤
二の四 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤
三 黄燐を含有する製剤
四 オクタクロルテトラヒドロメタノフタランを含有する製剤
五 オクタメチルピロホスホルアミド（別名シユラダグ）を含有する製剤
五の二 オルトケイ酸テトラメチル及びこれを含有する製剤
六 クラレーを含有する製剤
六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤
六の三 クロロアセトアルデヒド及びこれを含有する製剤
六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
六の五 一クロロ二・四ジニトロペンゼン及びこれを含有する製剤
六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤
六の七 二クロロピリジン及びこれを含有する製剤
六の八 三クロロ一・二プロパンジオール及びこれを含有する製剤
六の九 （クロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤
六の十 五塩化燐及びこれを含有する製剤
六の十一 三塩化燐及びこれを含有する製剤
六の十二 三塩化燐及びこれを含有する製剤
六の十三 酸化コバルト（II）及びこれを含有する製剤
六の十四 三酸化砒素及びこれを含有する製剤
六の十五 三酸化燐及びこれを含有する製剤
六の十六 ジアセトキシプロペン及びこれを含有する製剤
七 四アルキル鉛を含有する製剤
八 無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ 紺青及びこれを含有する製剤

ロ フェリシアン塩及びこれを含有する製剤
ハ フエロシアン塩及びこれを含有する製剤
九 ジエチル一（エチルチオエチル）一ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル一（エチルチオエチル）一ジチオホスフェイト五％以下を含有するものを除く。
九の二 ジエチル一（二ニクロル）一フェニルイミドエチル）一ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
九の三 ジエチル一（一・三ジチオシクロペンチリデン）一チオホスホルアミド及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル一（一・三ジチオシクロペンチリデン）一チオホスホルアミド五％以下を含有するものを除く。
九の四 ジエチルパラジメチルアミノスルホニルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
十 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）を含有する製剤
十の二 ジエチル一（四メチルスルフィニルフェニル）チオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル一（四メチルスルフィニルフェニル）チオホスフェイト三％以下を含有するものを除く。
十の三 一・三ジクロロプロパン一ニオール及びこれを含有する製剤
十の四 （ジクロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤
十の五 二・三ジシアノ一・四ジチアアソントラキノ（別名ジチアノ）及びこれを含有する製剤。ただし、二・三ジシアノ一・四ジチアアソントラキノ五〇％以下を含有するものを除く。
十一 ジニトロクロレゾールを含有する製剤
十二 ジニトロクロレゾール塩類及びこれを含有する製剤
十二の二 ジニトロフェノール及びこれを含有する製剤
十三 二・四ジニトロ一六（一ニメチルプロピル）一フェノールを含有する製剤。ただし、二・四ジニトロ一六（一ニメチルプロピル）一フェノール二％以下を含有するものを除く。
十三の二 ニジフェニルアセチル一・三インダンジオン及びこれを含有する製剤。ただし、ニジフェニルアセチル一・三イン

ンダンジオン〇・〇五％以下を含有するものを除く。
十三の三 ジブチル（ジクロロ）スタンナン及びこれを含有する製剤
十三の四 四酸化硫黄及びこれを含有する製剤
十三の五 ジボラン及びこれを含有する製剤
十三の六 ジメチル一（イソプロピルチオエチル）一ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジメチル一（イソプロピルチオエチル）一ジチオホスフェイト四％以下を含有するものを除く。
十四 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）を含有する製剤
十五 ジメチル一（ジエチルアミド）一クロルクロトニル）一ホスフェイトを含有する製剤
十五の二 一・一、一ジメチル一四・四、一ジピリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
十六 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）を含有する製剤
十六の二 一・一ジメチルヒドラジン及びこれを含有する製剤
十六の三 二・二ジメチルプロパノイルクロライド（別名トリメチルアセチルクロライド）及びこれを含有する製剤
十六の四 二・二ジメチル一・三ペンゾジオキソール一四一ニメチルカルバマート（別名ペンダイオカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、二・二ジメチル一・三ペンゾジオキソール一四一ニメチルカルバマート五％以下を含有するものを除く。
十七 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ アミノ塩化第二水銀及びこれを含有する製剤
ロ 塩化第一水銀及びこれを含有する製剤
ハ オレイン酸水銀及びこれを含有する製剤
ニ 「二ニカルボキシラトフェニル」チオ（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサール）〇・一％以下を含有する製剤
ホ 酸化水銀五％以下を含有する製剤
ヘ 沃化第一水銀及びこれを含有する製剤
ト 雷酸第二水銀及びこれを含有する製剤

- 一の四 アクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、アクリル酸一〇%以下を含有するものを除く。
- 一の五 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤
- 一の六 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤
- 二 亜硝酸塩類
- 二の二 亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する製剤
- 二の三 亜硝酸メチル及びこれを含有する製剤
- 三 アセチレンジカルボン酸アミド及びこれを含有する製剤
- 三の二 亜セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤。ただし、容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亜セレン酸〇・〇〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。
- 四 アニン塩類
- 四の二 アバメクチン一・八%以下を含有する製剤
- 四の三 ニーアミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニーアミノエタノール二〇%以下を含有するものを除く。
- 四の四 N—(ニーアミノエチル) —ニーアミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N—(ニーアミノエチル) —ニーアミノエタノール一〇%以下を含有するものを除く。
- 四の五 N—(ニーアミノエチル) エタン一・二—ジアミン及びこれを含有する製剤
- 四の六 L—(ニーアミノ—四—「ヒドロキシ」(メチル) ホスフィン) プチリル—L—アラニル—L—アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。
- 四の七 ーアミノプロパン—二—オール及びこれを含有する製剤。ただし、ーアミノプロパン—二—オール四%以下を含有するものを除く。
- 四の八 ーアミノメチル—三・五—五—トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イソホロジアンシン)及びこれを含有する製剤。ただし、三—アミノメチル—三・五—五—トリメチルシクロヘキシルアミン六%以下を含有するものを除く。

- 四の九 三—(アミノメチル) ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、三—(アミノメチル) ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。
- 五 N—アルキルアニリン及びその塩類
- 六 N—アルキルトルイジン及びその塩類
- 七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 四—アセトキシフェニルジメチルスルホニウムヘキサフルオロアンチモネート及びこれを含有する製剤
- ロ アンチモン酸ナトリウム及びこれを含有する製剤
- ハ 酸化アンチモン(Ⅲ)を含有する製剤
- ニ 酸化アンチモン(V)及びこれを含有する製剤
- ホ トリス(ジペンチルジチオカルバマト— α —ニ—S、S、) アンチモン五%以下を含有する製剤
- ヘ 硫化アンチモン及びこれを含有する製剤
- ハ アンモニアを含有する製剤。ただし、アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。
- ハの二 ニーイソプロキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロキシエタノール一〇%以下を含有するものを除く。
- 九 ニーイソプロピルオキシフェニル—N—メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピルオキシフェニル—N—メチルカルバメート一%以下を含有するものを除く。
- 九の二 ニーイソプロピルフェニル—N—メチルカルバメート及びこれを含有する製剤。ただし、ニーイソプロピルフェニル—N—メチルカルバメート一・五%以下を含有するものを除く。
- 十 ニーイソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチルチオホスフェイト(別名ダイアジノン)を含有する製剤。ただし、ニーイソプロピル—四—メチルピリミジル—六—ジエチルチオホスフェイト五%(マイクロカプセル製剤にあつては、二五%)以下を含有するものを除く。
- 十の二 一水素二酸化アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、一水素二酸化アンモニウム四%以下を含有するものを除く。

- 十の三 一・一、ーイミノジ(オクタメチレン)ジグアニジン(別名イミノクタジン)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 一・一、ーイミノジ(オクタメチレン)ジグアニジンとして三・五%以下を含有する製剤(ロに該当するものを除く。)
- ロ 一・一、ーイミノジ(オクタメチレン)ジグアニジンアルキルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤
- 十一 可溶性ウラン化合物及びこれを含有する製剤
- 十一の二 エタン—一・二—ジアミン及びこれを含有する製剤
- 十一の三 〇—エチル—〇—(ニーイソプロピル)カルボニルフェニル—N—イソプロピルチオホルアミド(別名イソフエンホス)五%以下を含有する製剤
- 十一の四 N—エチル—〇—(ニーイソプロピル)カルボニル—メチルピニル—〇—メチルチオホルアミド(別名プロベタンホス)及びこれを含有する製剤。ただし、N—エチル—〇—(ニーイソプロピル)カルボニル—メチルピニル—〇—メチルチオホルアミド一%以下を含有するものを除く。
- 十二 エチル—N—(ジエチルジチオホルアルアセチル) —N—メチルカルバメートを含有する製剤
- 十二の二 エチル—二—ジエトキシチオホルアルオキシ—五—メチルピラゾロ「一・五—a」ピリミジン—六—カルボキシラート(別名ピラゾホス)及びこれを含有する製剤
- 十三 エチル—二—四—ジクロルフェニルチオホネン—ホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチル—二—四—ジクロルフェニルチオホネン—ホスホネイト三%以下を含有するものを除く。
- 十三の二 エチルジフェニルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、エチルジフェニルジチオホスフェイト二%以下を含有するものを除く。
- 十三の三 〇—エチル—S—ジプロピル—ホスホロジチオアート(別名エトプロホス)五%以下を含有する製剤。ただし、〇—エチル—S—ジプロピル—ホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

- 十三の四 二—エチル—三・七—ジメチル—六—「四—(トリフルオロメトキシ)フェノキシ」—四—キノリル—メチル—カルボナート及びこれを含有する製剤
- 十三の五 二—エチルチオメチルフェニル—N—メチルカルバメート(別名エチオフェニカル)及びこれを含有する製剤。ただし、二—エチルチオメチルフェニル—N—メチルカルバメート二%以下を含有するものを除く。
- 十四 エチルパラニトロフェニルチオホネン—ホスホネイト(別名EPN)一・五%以下を含有する製剤
- 十四の二 〇—エチル—S—プロピル—「(二E)—二—(シアノイミノ)—三—エチル—イミダゾリジン—「イール」ホスホノチオアート(別名イミシアホス)及びこれを含有する製剤。ただし、〇—エチル—S—プロピル—「(二E)—二—(シアノイミノ)—三—エチル—イミダゾリジン—「イール」ホスホノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。
- 十四の三 エチル—「Z」—三—「N—ベンジル—N—「メチル」—二—メチルチオエチリデン—アミノ」オキシカルボニル「アミノ」チオ「アミノ」プロピオナート及びこれを含有する製剤
- 十四の四 〇—エチル—〇—四—メチルチオフェニル—S—プロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、〇—エチル—〇—四—メチルチオフェニル—S—プロピルジチオホスフェイト三%以下を含有するものを除く。
- 十四の五 〇—エチル—S—「メチルプロピル—二—「オキシ—三—チアゾリジン」」ホスホノチオアート(別名ホスチアゼイト)及びこれを含有する製剤。ただし、〇—エチル—S—「メチルプロピル—二—「オキシ—三—チアゾリジン」」ホスホノチオアート一・五%以下を含有するものを除く。
- 十四の六 四—エチルメルカプトフェニル—N—メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 十四の七 エチレンオキシド及びこれを含有する製剤
- 十五 エチレンクロルヒドリンを含有する製剤
- 十五の二 エピクロルヒドリン及びこれを含有する製剤
- 十五の三 エマメクチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、エマメ

クチンとして二%以下を含有するものを除く。

十六 塩化水素を含有する製剤。ただし、塩化水素一〇%以下を含有するものを除く。

十六の二 塩化水素と硫酸とを含有する製剤。ただし、塩化水素と硫酸とを合わせて一〇%以下を含有するものを除く。

十七 塩化第一水銀を含有する製剤

十七の二 塩化チオニル及びこれを含有する製剤

十七の三 塩素

十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。

十八の二 (一R・二S・三R・四S)―ヘプタン―オキサビシクロ〔二・二・二〕

二・三―ジカルボン酸(別名エンドタル)

その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・二S・三R・四S)―ヘプタン―オキサビシクロ〔二・二・二〕

二・三―ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

十八の四 オキシラン―ニールメチルメタクリレート及びこれを含有する製剤

十八の五 一・二・四・五・六・七・八・八―オクタクロロ―二・三・三・三・四・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三・四・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

―ヘキサヒドロ―四・七・七・七・七・七・七・七

二十六の五 二―クロロ―一(二・四―ジクロロフェニル)―ピニルジメチルホスフェイト及びこれを含有する製剤

二十六の六 一―クロロ―一(二―ジブロムエタン)及びこれを含有する製剤

二十六の七 二―クロロ―四・五―ジメチルフェニル―ニ―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤

二十七 クロロピクリン含有する製剤

二十八 クロロメチル含有する製剤。ただし、容量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロロメチル五〇%以下を含有するものを除く。

二十八の二 クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤

二十八の三 二―クロロアニン及びこれを含有する製剤

二十八の四 四―クロロ―三―エチル―一―メチル―ニ―(パラトリロキシ)ベンジル)ピラゾール―五―カルボキサミド及びこれを含有する製剤

二十八の五 五―クロロ―ニ―(二―[四―(二―エトキシエチル)―二―三―ジメチルフェノキシ]エチル)―一―六―エチルピリミジン―四―アミン)及びこれを含有する製剤。ただし、五―クロロ―ニ―(二―[四―(二―エトキシエチル)―二―三―ジメチルフェノキシ]エチル)―一―六―エチルピリミジン―四―アミン)四%以下を含有するものを除く。

二十八の六 クロロギ酸ノルマルプロピル及びこれを含有する製剤

二十八の七 クロロ酢酸エチル及びこれを含有する製剤

二十八の八 クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤

二十八の九 一―クロロ―四―ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十 二―クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

二十八の十一 トランス―ニ―(六―クロロ―三―ピリジルメチル)―ニ―(シシアノ―ニ―メチルアセトアミン) (別名アセタミド)及びこれを含有する製剤。ただし、トランス―ニ―(六―クロロ―三―ピリジルメチル)―ニ―(シシアノ―ニ―メチルアセトアミン)―ニ―(シシアノ―ニ―メチルアセトアミン)二%以下を含有するものを除く。

二十八の十二 一(六―クロロ―三―ピリジルメチル)―ニ―(ニトロイミダゾリジン)―二―イリデンアミン (別名イミダクロプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、一(六―クロロ―三―ピリジルメチル)―ニ―(ニトロイミダゾリジン)―二―イリデンアミン二% (マイクロカプセル製剤にあつては、二%)以下を含有するものを除く。

二十八の十三 三―(六―クロロピリジン)―三―イルメチル)―一―三―チアゾリジン)―二―イリデンシアナミド (別名チアクロプリド)及びこれを含有する製剤。ただし、三―(六―クロロピリジン)―三―イルメチル)―一―三―チアゾリジン)―二―イリデンシアナミド三%以下を含有するものを除く。

二十八の十四 (RS)―(O)―(四―クロロフェニル)ピラゾール―四―イル―O―エチル―S―プロピル―ホスホロチオアト) (別名ピラクロホス)及びこれを含有する製剤。ただし、(RS)―(O)―(四―クロロフェニル)ピラゾール―四―イル―O―エチル―S―プロピル―ホスホロチオアト)六%以下を含有するものを除く。

二十八の十五 クロロブレン及びこれを含有する製剤

二十九 砒(非)化水素酸を含有する製剤

三十 砒(非)化水素酸塩類及びこれを含有する製剤

三十の二 五酸化バナジウム(溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く)及びこれを含有する製剤。ただし、五酸化バナジウム(溶融した五酸化バナジウムを固形化したものを除く)一〇%以下を含有するものを除く。

三十の三 酢酸エチル

三十の四 酢酸タリウム及びこれを含有する製剤

三十の五 サリノマイシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、サリノマイシンとして一%以下を含有するものを除く。

三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含有する製剤

三十の七 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

三十一 酸化水銀五%以下を含有する製剤

- 三十一の二 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇%以下を含有するものを除く。
- 三十一の三 四―ジアリルアミノ―三・五―ジメチルフェニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 四―「六―(アクリロイルオキシ)ヘキシロキシ」―四―シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
- (2) 「二―アセトキシ」(四―ジエチルアミノ)ベンジリデン」マロノニトリル及びこれを含有する製剤
- (3) アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤
- (4) 四・四、―アゾビス(四―シアノ吉草酸)及びこれを含有する製剤
- (5) 五―アミノ―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフェニル)―四―エチルスルフェイニル―H―ピラゾール―三―カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (6) 五―アミノ―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフェニル)―三―シアノ―四―トリフルオロメチルスルフェイニルピラゾール(別名フィプロニル)一%(マイクロカプセル製剤にあつては、五%)以下を含有する製剤
- (7) 四―アルキル安息香酸シアノフェニル及びこれを含有する製剤
- (8) 四―アルキル―四―シアノ―パラ―テルフェニル及びこれを含有する製剤
- (9) 四―アルキル―四、―シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
- (10) 四―アルキル―四、―シアノフェニルシクロヘキサン及びこれを含有する製剤
- (11) 五―アルキル―二―(四―シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤
- (12) 四―アルキルシクロヘキシル―四、―シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
- (13) 五―(四―アルキルフェニル)―二―(四―シアノフェニル)ピリミジン及びこれを含有する製剤
- (14) 四―アルコキシ―四、―シアノピフェニル及びこれを含有する製剤
- (15) 四―イソプロピルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (16) (E)―ウンデカ―九―エンニトリル、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル及びウンデカ―一〇―エンニトリルの混合物
- (E)―ウンデカ―九―エンニトリル四五%以上五五%以下を含有し、(Z)―ウンデカ―九―エンニトリル二三%以上三三%以下を含有し、かつ、ウンデカ―一〇―エンニトリル一〇%以上二〇%以下を含有するものに限り、及びこれを含有する製剤
- (17) 四―エチルオクタ―三―エンニトリル及びこれを含有する製剤
- (18) 四―「トランス―四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (19) 四―「五―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)―二―ピリミジン」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (20) 四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)―二―フルオロベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (21) トランス―四、―エチル―トランス―一・一、―ピシクロヘキサン―四―カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (22) 四、―「二―(エトキシ)エトキシ」―四―ピフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (23) 四―「トランス―四―(エトキシメチル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (24) 三―(オクタデセニルオキシ)プロピオニトリル及びこれを含有する製剤
- (25) オレオニトリル及びこれを含有する製剤
- (26) カプリニトリル及びこれを含有する製剤
- (27) カプリロニトリル及びこれを含有する製剤
- (28) 二―(四―クロロ―六―エチルアミノ)―S―トリアジン―二―イルアミノ)―二―メチル―プロピオニトリル五〇%以下を含有する製剤
- (29) 四―クロロ―二―シアノ―N・N―ジメチル―五―パラ―トリルイミダゾール―一―スルホンアミド及びこれを含有する製剤
- (30) 三―クロロ―四―シアノフェニル―四―エチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (31) 三―クロロ―四―シアノフェニル―四―プロピルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (32) 一―(三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ「一・五―a」ピリジン―二―イル)―五―「メチル」(プロブ―二―イン―一―イル)「アミノ」―一―H―ピラゾール―四―カルボニトリル(別名ピラクロニル)及びこれを含有する製剤
- (33) 一―(三―クロロ―二―ピリジル)―四―「シアノ」―二―メチル―六、―(メチルカルバモイル)―三―「五―(トリフルオロメチル)―二―H―一・二・三・四―テトラゾール―二―イル)「メチル」―一―H―ピラゾール―五―カルボキサニリド及びこれを含有する製剤
- (34) (E)―「(四RS)―四―(二―クロロフェニル)―一・三―ジチオラン―二―イルデン」(二―H―イミダゾール―一―イル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (35) 二―(四―クロロフェニル)―二―(H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル)ヘキサニトリル(別名マイクロブタニル)及びこれを含有する製剤
- (36) (RS)―四―(四―クロロフェニル)―二―フェニル―二―(二―H―一・二・四―トリアゾール―一―イルメチル)ブチロニトリル及びこれを含有する製剤
- (37) 高分子化合物
- (38) シアノアクリル酸エステル及びこれを含有する製剤
- (39) N―(二―シアノエチル)―一・三―ビス(アミノメチル)ベンゼン、N・N、―ジ(二―シアノエチル)―一・三―ビス(アミノメチル)ベンゼン及びN・N・N、―トリ(二―シアノエチル)―一・三―ビス(アミノメチル)ベンゼンの混合物並びにこれを含有する製剤
- (40) (RS)―一―「シアノ」―「(R)―一―(二・四―ジクロロフェニル)エチル」―三―ジメチルブチラミド(別名ジクロシメット)及びこれを含有する製剤
- (41) 二―シアノ―三・三―ジフェニルプロパ―二―エン酸―二―エチルヘキシルエステル及びこれを含有する製剤
- (42) 四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニル―四―ブタ―三―エニルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (43) 四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニル―四―ペンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (44) N―(二―シアノ―一・二―ジメチルプロピル)―二―(二・四―ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する製剤
- (45) N―「(RS)―シアノ(チオフエン―二―イル)メチル」―四―エチル―二―(エチルアミノ)―一・三―チアゾール―五―カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤
- (46) 四、―シアノ―四―ピフェニル―トランス―四―エチル―一―シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (47) 四、―シアノ―四―ピフェニル―トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)―一―シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (48) 四―シアノ―四、―ピフェニル―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (49) 四、―シアノ―四―ピフェニル―四、―ヘプチル―四―ピフェニルカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (50) 四、―シアノ―四―ピフェニル―トランス―四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)―一―シクロヘキサンカルボキシラート及びこれを含有する製剤

- (51) 四—シアノ—四—ビフェニル H_2 四—
(トランス—四—ベンチルシクロヘキシル)
ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (52) 四—シアノフェニル H_2 トランス—四—
チル—シクロヘキサンカルボキシラ
ト及びこれを含有する製剤
- (53) 四—シアノフェニル H_2 トランス—四—
ロピル—シクロヘキサンカルボキシラ
ト及びこれを含有する製剤
- (54) 四—シアノフェニル H_2 トランス—四—
ンチル—シクロヘキサンカルボキシラ
ト及びこれを含有する製剤
- (55) 四—シアノフェニル H_2 四—(トランス—
四—ペンチルシクロヘキシル) ベンゾア
ト及びこれを含有する製剤
- (56) (E)—二—(二—(四—シアノフェニ
ル)—三—(トリフルオロメチル)
フェニル)エチリデン)—N—「四—(ト
リフルオロメトキシ)フェニル」ヒドラジ
ンカルボキサミドと(Z)—二—(二—
(四—シアノフェニル)—三—(トリ
フルオロメチル)フェニル)エチリデ
ン)—N—「四—(トリフルオロメトキシ
シ)フェニル」ヒドラジンカルボキサミド
との混合物(E)—二—(二—(四—シ
アノフェニル)—三—(トリフルオ
ロメチル)フェニル)エチリデン)—N—
「四—(トリフルオロメトキシ)フェニル」
ヒドラジンカルボキサミド O %以下を
含有するものに限る。(別名メタフルミ
ン)及びこれを含有する製剤
- (57) (S)—四—シアノフェニル H_2 四—(二
—メチルブトキシ)ベンゾアート及びこれ
を含有する製剤
- (58) (RS)—シアノ—(三—フェノキシフ
エニル)メチル H_2 —二—三—三—テトラ
メチルシクロプロパンカルボキシラート
(別名フェンプロパトリン)— O %以下を
含有する製剤

- (59) (RS)— R —シアノ—三—フェノキシ
ベンジル H_2 N—(二—クロロ R — R —
 R —トリフルオロパラトリル)—D—バ
リナート(別名フルバリネート) 五%以下
を含有する製剤
- (60) R —シアノ—三—フェノキシベンジル H_2
二—二—ジクロロ—(四—エトキシフ
エニル)—シクロプロパンカルボキシ
ラート(別名シクロプロトリン)及びこれ
を含有する製剤
- (61) (S)— R —シアノ—三—フェノキシベ
ンジル H_2 (—R—三R)—三—(二—二—
ジクロロピニル)—二—二—ジメチルシク
ロプロパン—カルボキシラートと(R)
— R —シアノ—三—フェノキシベンジル H_2
(—S—三S)—三—(二—二—ジクロ
ピニル)—二—二—ジメチルシクロプロ
パン—カルボキシラートとの等量混合物 O ・
八八%以下を含有する製剤
- (62) (S)— R —シアノ—三—フェノキシベ
ンジル H_2 (—R—三S)—二—二—ジメチ
ル—三—(二—二—二—テトラプロモ
エチル)シクロプロパンカルボキシラート
(別名トラロメトリン) O ・九%以下を
含有する製剤
- (63) (S)— R —シアノ—三—フェノキシベ
ンジル H_2 (Z)—(—R—三S)—二—二—
ジメチル—三—(二—二—二—ト
リフルオロ)—トリフルオロメチルエト
キシカルボニル)ピニル)シクロプロパ
ンカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (64) (S)— R —シアノ—三—フェノキシベ
ンジル H_2 (—R—三R)—二—二—ジメチ
ル—三—(二—メチル)—プロピニル)
—シクロプロパンカルボキシラートと
(R)— R —シアノ—三—フェノキシベン
ジル H_2 (—R—三R)—二—二—ジメチル
—三—(二—メチル)—プロピニル)—
シクロプロパンカルボキシラートとの
混合物(S)— R —シアノ—三—フェノ
キシベンジル H_2 (—R—三R)—二—二—
ジメチル—三—(二—メチル)—プロ
ピニル)—シクロプロパンカルボキシラ
ート九— O %以上九九%以下を含有し、
かつ、(R)— R —シアノ—三—フェノキシ

- ベンジル H_2 (—R—三R)—二—二—ジメ
チル—三—(二—メチル)—プロピニ
ル)—シクロプロパンカルボキシラ
ート— O %以上九%以下を含有するものに限
る。 O %以下を含有するマイクロカ
セル製剤
- (65) (RS)— R —シアノ—三—フェノキシ
ベンジル H_2 (—R—三R)—二—二—ジメ
チル—三—(二—メチル)—プロピニ
ル)—シクロプロパンカルボキシラ
ート八%以下を含有する製剤
- (66) (RS)— R —シアノ—三—フェノキシ
ベンジル H_2 (—R—三S)—二—二—ジメ
チル—三—(二—メチル)—プロピニ
ル)—シクロプロパンカルボキシラ
ート二%以下を含有する製剤
- (67) 四—シアノ—三—フルオロフェニル H_2 四
(トランス—四—エチルシクロヘキシ
ル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (68) 四—シアノ—三—フルオロフェニル H_2 四
—エチルベンゾアート及びこれを含有する
製剤
- (69) 四—シアノ—三—フルオロフェニル H_2 四
(エトキシメチル)ベンゾアート及びこ
れを含有する製剤
- (70) 四—シアノ—三—フルオロフェニル H_2 四
(トランス—四—ブチルシクロヘキシ
ル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (71) 四—シアノ—三—フルオロフェニル H_2 四
—ブチルベンゾアート及びこれを含有する
製剤
- (72) 四—シアノ—三—フルオロフェニル H_2 四
(ブトキシメチル)ベンゾアート及びこ
れを含有する製剤
- (73) 四—シアノ—三—フルオロフェニル H_2 四
(トランス—四—プロピルシクロヘキシ
ル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (74) 四—シアノ—三—フルオロフェニル H_2 四
—プロピルベンゾアート及びこれを含有す
る製剤
- (75) 四—シアノ—三—フルオロフェニル H_2 四
(プロボキシメチル)ベンゾアート及び
これを含有する製剤

- (76) 四—シアノ—三—フルオロフェニル H_2 四
—ヘブチルベンゾアート及びこれを含有す
る製剤
- (77) 四—シアノ—三—フルオロフェニル H_2 四
—(三E)—ペンター—三—エン—
ル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (78) 四—シアノ—三—フルオロフェニル H_2 四
(ペンチルオキシメチル)ベンゾア
ート及びこれを含有する製剤
- (79) 四—シアノ—三—フルオロフェニル H_2 四
(トランス—四—ベンチルシクロヘキシ
ル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (80) 四—シアノ—三—フルオロフェニル H_2 四
—ペンチルベンゾアート及びこれを含有す
る製剤
- (81) R —シアノ—四—フルオロ—三—フェノ
キシベンジル H_2 三—(二—二—ジクロ
ピニル)—二—二—ジメチルシクロプロ
パンカルボキシラート O ・五%以下を含有する
製剤
- (82) 四—(シアノメチル)—二—イソプロ
ピル—五—五—ジメチルシクロヘキサンカ
ルボキサニリド及びこれを含有する製剤
- (83) 二—シアノ—N—メチル—二—「三—
(二—四—六—トリオキソテトラヒドロピ
リジン—五—(二H)—イリデン)—二—
三—ジヒドロ—H—イソインドール—
—イリデン」アセトアミド(別名ピグメン
トイエロー—八五)及びこれを含有する
製剤
- (84) N—シアノメチル—四—(トリフルオ
ロメチル)ニコチンアミド(別名フロニカミ
ド)及びこれを含有する製剤
- (85) N—(四—シアノメチルフェニル)—二
—イソプロピル—五—メチルシクロヘキサ
ンカルボキサミド及びこれを含有する製剤
- (86) トランス—二—(二—シアノ—二—メト
キシイミノアセチル)—三—エチルウレ
ア(別名シモキサニル)及びこれを含有する
製剤
- (87) 一—四—ジアミノ—二—三—ジシアノア
ントラキノン及びこれを含有する製剤

(88) O・O―ジエチル―O―(R―シアノペ
ンジリデンアミノ)チオホスフェイト(別
名ホキシム)及びこれを含有する製剤

(89) 三・三・三―(一・四―ジオキソピロロ
「三・四」Cピロール―三・六―ジイル)
ジベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(90) シクロヘキシリデン―オトリルアセト
ニトリル及びこれを含有する製剤

(91) ニ―シクロヘキシリデン―ニ―フェニル
アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(92) シクロポリ(三・四)「ジフェノキシ、
フェノキシ(四―シアノフェノキシ)及び
「ビス(四―シアノフェノキシ)ホスファ
ゼン」の混合物並びにこれを含有する製剤

(93) ニ・六―ジクロルシアンベンゼン及びこ
れを含有する製剤

(94) 三・四―ジクロロ―ニ―シアノ―
ニ―チアゾール―五―カルボキサニリド
(別名イソチアニル)及びこれを含有する
製剤

(95) 一―(ニ・六―ジクロロ―e・a・e―
トリフルオロ―pトリル)―四―(ジフ
ルオロメチルチオ)―五―「(ニ―ピリジ
ルメチル)アミノ」ピラゾール―三―カル
ボニトリル(別名ピラプロール)ニ・五％
以下を含有する製剤

(96) (E)―「(四R)―四―(ニ・四―ジク
ロロフェニル)―一・三―ジチオラン―ニ
イリデン」(一H―イミダゾール―
イル)アセトニトリル及びこれを含有する
製剤

(97) 四―(ニ・二―ジシアノエテン―
ニ―フェニルニ・四・五―トリクロロベ
ンゼン―スルホナート及びこれを含有
する製剤

(98) ジシアンジアミド及びこれを含有する
製剤

(99) 二・六―ジフルオロ―四―(トランス―
四―ビニルシクロヘキシル)ベンゾニト
リル及びこれを含有する製剤

(101) ニ・六―ジフルオロ―四―(五―プロピ
ルピリミジン―ニ―イル)ベンゾニトリル
及びこれを含有する製剤

(102) 四―「二・三―(ジフルオロメチレンジ
オキシ)フェニル」ピロール―三―カルボ
ニトリル(別名フルジオキノニル)及びこ
れを含有する製剤

(103) 三・七―ジメチル―ニ・六―オクタジエ
ンニトリル及びこれを含有する製剤

(104) 三・七―ジメチル―六―オクテンニトリ
ル及びこれを含有する製剤

(105) 三・七―ジメチル―ニ・六―ナジエン
ニトリル及びこれを含有する製剤

(106) 三・七―ジメチル―三・六―ナジエン
ニトリル及びこれを含有する製剤

(107) 四・八―ジメチル―七―ネンニトリル
及びこれを含有する製剤

(108) ジメチルパラシアンフェニルチオホス
フェイト及びこれを含有する製剤

(109) 三―(六・六―ジメチルピシクロ「三・
一・一」ヘプター―ニ―エン―ニ―イル)―
ニ―ジメチルプロパンニトリル及びこ
れを含有する製剤

(110) 一・二―ジ(ニ―四)「ニ―(ニ―メ
チルプロボキシ)カルボニル―ニ―シアノ
エテニル」フェニルチオエトキシ)エタ
ン及びこれを含有する製剤

(111) N―(e・a・e―ジメチルベンジル)―ニ
―シアノ―ニ―フェニルアセトアミド及び
これを含有する製剤

(112) 三・四―ジメチルベンゾニトリル及びこ
れを含有する製剤

(113) 四・四―ジメチルシブタンニトリル及び
これを含有する製剤

(114) 三・五―ジヨード―四―オクタノイルオ
キシベンゾニトリル及びこれを含有する
製剤

(115) ステアロニトリル及びこれを含有する
製剤

(116) 染料
テトラクロル―メタジアンベンゼン及
びこれを含有する製剤

(117) テトラクロル―メタジアンベンゼン及
びこれを含有する製剤

(118) ニ・三・三・三―テトラフルオロ―ニ―
(トリフルオロメチル)プロパンニトリル
及びこれを含有する製剤

(119) ニ・三・五・六―テトラフルオロ―四―
(メトキシメチル)ベンジル「(Z)―
(二R・三R)―三―(ニ―シアノプロパ
―一―エニル)―二・二―ジメチルシクロ
プロパンカルボキシラート、ニ・三・五・
六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチ
ル)ベンジル「(E)―(二R・三R)―
三―(ニ―シアノプロパ―一―エニル)―
ニ・二―ジメチルシクロプロパンカルボキ
シラート」〇％以下を含有し、ニ・三・
五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシ
メチル)ベンジル「(Z)―(二S・三S)
―三―(ニ―シアノプロパ―一―エニ
ル)―ニ・二―ジメチルシクロプロパンカ
ルボキシラート」〇％以下を含有し、ニ・
三・五・六―テトラフルオロ―四―(メト
キシメチル)ベンジル「(E,Z)―(二R
S・三SR)―三―(ニ―シアノプロパ
―一―エニル)―ニ・二―ジメチルシクロ

ロパンカルボキシラート」〇％以下を含有
し、かつ、ニ・三・五・六―テトラフルオ
ロ―四―(メトキシメチル)ベンジル「
(E)―(二S・三S)―三―(ニ―シア
ノプロパ―一―エニル)―ニ・二―ジメチ
ルシクロプロパンカルボキシラート」〇・
二％以下を含有するものに限り)並びに
これを含有する製剤

(120) (四Z)―四―ドデセンニトリル及びこ
れを含有する製剤

(121) トリチオシクロヘプタジエン―三・四・
六・七―テトラニトリル一五％以下を含有
する燻蒸剤

(122) ニ―トリデセンニトリルと三―トリデセ
ンニトリルとの混合物(ニ―トリデセンニ
トリル八〇％以上八四％以下を含有し、か
つ、三―トリデセンニトリル一五％以上一
九％以下を含有するものに限り)及びこ
れを含有する製剤

(123) ニ・二・二―トリフルオロエチル「
(一S)―一―シアノ―ニ―メチルプロピ
ル」カルバマート及びこれを含有する製剤

(124) ニ・二・三―トリメチル―三―シクロペ
ンテンアセトニトリル一〇％以下を含有す
る製剤

(125) p―トルエンスルホン酸―四―「三―
「シアノ(ニ―メチルフェニル)メチリデ
ン」チオフェン―ニ(三H)―イリデン」
アミノオキシスルホニル」フェニル及びこ
れを含有する製剤

(126) ノナ―ニ・六―ジエンニトリル及びこ
れを含有する製剤

(127) パラジシアンベンゼン及びこれを含有す
る製剤

(128) パルミトニトリル及びこれを含有する
製剤

(129) 一・二―ビス(N―シアノメチル―N・
N―ジメチルアンモニウム)エタンジク
ロリド及びこれを含有する製剤

(130) ニ―ヒドロキシ―五―ピリジンカルボニ
トリル及びこれを含有する製剤

- (131) 四―(トランス―四―ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (132) 三―ピリジンカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (133) (二乙)―二―フェニル―二―ヘキセンニトリル及びこれを含有する製剤
- (134) ブチル(R)―二―〔四―(四―シアノ―二―フルオロフェノキシ)フェノキシ〕プロピオナート(別名シハロホツプブチル)及びこれを含有する製剤
- (135) トランス―四―(五―ブチル―一・三―ジオキサノ―二―イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (136) 四―〔トランス―四―二―(トランス―四―ブチルシクロヘキシル)エチル〕シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (137) 四―〔トランス―四―(トランス―四―ブチルシクロヘキシル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (138) 四―ブチル―二・六―ジフルオロ安息香酸四―シアノ―三―フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (139) (E)―二―(四―ターシャリ―ブチルフェニル)―二―シアノ―一―(一・三・四―トリメチルピラゾール―五―イル)ピニル―二・二―ジメチルプロピオナート(別名シエノピラフェン)及びこれを含有する製剤
- (140) トランス―四、―ブチル―トランス―四―ヘブチル―トランス―一・一、―ビシクロヘキサノ―四―カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (141) 四、―〔トランス―四―(三―ブチニル)シクロヘキシル〕―四―ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (142) 四―〔トランス―四―(三―ブチニル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (143) 二―フルオロ―四―〔トランス―四―(トランス―四―エチルシクロヘキシル)

- シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (144) (Z)―二―〔二―フルオロ―五―(トリフルオロメチル)フェニルチオ)―二―〔二―(二―メトキシフェニル)―一・三―チアゾリジン―二―イリデン〕アセトニトリル(別名フルチアニル)及びこれを含有する製剤
- (145) 二―フルオロ―四―(トランス―四―ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (146) 二―フルオロ―四―〔トランス―四―(E)―(プロパ―一―エン―一―イル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (147) 二―フルオロ―四―〔トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (148) 二―フルオロ―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (149) 二―フルオロ―三―プロピル―二―
- 一―
- 二―
- 三―
- 四―
- 一―テルフェニル〕―
- 一―カルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (150) 三、―フルオロ―四、―プロピル―四―パラ―テルフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (151) 二―フルオロ―四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (152) 二―フルオロ―四―〔トランス―四―(三―メトキシプロピル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

- (153) トランス―四―(五―プロピル―一・三―ジオキサノ―二―イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (154) 四―〔トランス―四―二―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)エチル〕シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (155) 四―〔トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (156) 二―〔二―(プロピルスルホニルオキシイミノ)チオフェン―三―(二H)―イリデン〕―二―(二―メチルフェニル)アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (157) 四―二―(トランス―四、―プロピル―トランス―一・一、―ビシクロヘキサノ―四―イル)エチル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (158) 四―〔トランス―四―(一―プロペニル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (159) 三―プロモ―一―(三―クロロピリジン―二―イル)―N―〔四―シアノ―二―メチル―六―(メチルカルバモイル)フェニル〕―一―H―ピラゾール―五―カルボキサミド(別名シアントラニプロール)及びこれを含有する製剤
- (160) 四―プロモ―一―(四―クロロフェニル)―一―エトキシメチル―五―トリフルオロメチルピロール―三―カルボニトリル(別名クロルフエナビル)〇・六%以下を含有する製剤
- (161) 二―プロモ―二―(プロモメチル)ゲルタロニトリル及びこれを含有する製剤
- (162) 三―(シス―三―ヘキセニロキシ)プロパニトリル及びこれを含有する製剤
- (163) 四―〔五―(トランス―四―ヘブチルシクロヘキシル)―二―ピリミジニル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (164) ペンタクロルマンデルニトリル及びこれを含有する製剤

- (165) トランス―四―(五―ペンチル―一・三―ジオキサノ―二―イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (166) 四―〔トランス―四―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (167) 四―〔五―(トランス―四―ペンチルシクロヘキシル)―二―ピリミジニル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (168) 四―ペンチル―二・六―ジフルオロ安息香酸四―シアノ―三―フルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (169) 四―(E)―三―ペンテニル〕安息香酸四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニルエステル及びこれを含有する製剤
- (170) 四、―〔トランス―四―(四―ペンテニル)シクロヘキシル〕―四―ビフェニルカルボニトリル及びこれを含有する製剤
- (171) 四―〔トランス―四―(一―ペンテニル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (172) 四―〔トランス―四―(三―ペンテニル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (173) 四―〔トランス―四―(四―ペンテニル)シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (174) ミリストニトリル及びこれを含有する製剤
- (175) メタジシアンベンゼン及びこれを含有する製剤
- (176) 四、―メチル―二―シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (177) メチル(R)―二―〔二―〔六―(二―シアノフェノキシ)ピリミジン―四―イルオキシ〕フェニル〕―三―メトキシアクリレート八〇%以下を含有する製剤
- (178) 二―メチルデカンニトリル及びこれを含有する製剤

- (179) 三―メチル―二―ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- (180) 三―メチル―三―ノネンニトリル及びこれを含有する製剤
- (181) 二―「二―(四―メチルフェニル)スルホニルオキシイミノ」チオフェン―三―(二―H)―イリデン―二―「二―メチルフェニル」アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (182) (Z)―「五―「四―(四―メチルフェニル)スルホニルオキシ」フェニル)スルホニルオキシイミノ」―五―H―チオフェン―二―イリデン―「二―メチルフェニル」アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (183) 三―メチル―五―フェニルペンタ―二―エンニトリル及びこれを含有する製剤
- (184) 二―メトキシエチル―「(RS)」―二―(四―ト―ブチルフェニル)―二―シアノ―三―オキソ―三―「二―トリフルオロメチルフェニル」プロパノアート(別名シフルメトフェン)及びこれを含有する製剤
- (185) 四―「トランス―四―(メトキシプロピル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (186) 四―「トランス―四―(メトキシメチル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (187) ラウロニトリル及びこれを含有する製剤
- 三十三 ジイソプロピル―S―(エチルスルフィンメチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジイソプロピル―S―(エチルスルフィンメチル)―ジチオホスフェイト5%以下を含有するものを除く。
- 三十三の二 二―(ジエチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―(ジエチルアミノ)エタノール〇・七%以下を含有するものを除く。
- 三十三の三 二―ジエチルアミノ―六―メチルピリミジル―四―ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 三十四 ジエチル―S―(エチルチオエチル)―ジチオホスフェイト5%以下を含有する製剤

- 三十四の二 ジエチル―S―(二―オキソ―六―クロルベンゾオキサゾロメチル)―ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―S―(二―オキソ―六―クロルベンゾオキサゾロメチル)―ジチオホスフェイト2.2%以下を含有するものを除く。
- 三十四の三 O・Q、―ジエチル―O、―(二―キソキサリニル)―チオホスファート(別名キナルホス)及びこれを含有する製剤
- 三十五 ジエチル―四―クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイトを含有する製剤
- 三十五の二 ジエチル―「二、四、―ジクロルフェニル)―二―クロルビニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 三十六 ジエチル―(二、四―ジクロルフェニル)―チオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジエチル―(二、四―ジクロルフェニル)―チオホスフェイト3%以下を含有するものを除く。
- 三十七 ジエチル―二、五―ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイトを含有する製剤。ただし、ジエチル―二、五―ジクロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト1.5%以下を含有するものを除く。
- 三十七の二 ジエチル―(一、三―ジチオシクロペンチリデン)―チオホスホルアミド5%以下を含有する製剤
- 三十七の三 ジエチル―スルファート及びこれを含有する製剤
- 三十七の四 ジエチル―三、五、六―トリクロル―二―ピリジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―三、五、六―トリクロル―二―ピリジルチオホスフェイト1% (マイクロカプセル製剤にあつては、二五%) 以下を含有するものを除く。
- 三十七の五 ジエチル―(五―フェニル―三―イソキサゾリル)―チオホスフェイト(別名イソキサチオン) 及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―(五―フェニル―三―イソキサゾリル)―チオホスフェイト2%以下を含有するものを除く。
- 三十七の六 ジエチル―S―ベンジルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、ジエチル―S―ベンジルチオホスフェイト二、三%以下を含有するものを除く。
- 三十七の七 ジエチル―四―メチルスルフィン―ルフェニル―チオホスフェイト3%以下を含有する製剤

- 三十八 四塩化炭素を含有する製剤
- 三十八の二 二―(一、三―ジオキソラン―二―イル)―フエニル―N―メチルカルバメート及びこれを含有する製剤
- 三十八の三 一、三―ジカルバモイルチオ―二―(N・N―ジメチルアミノ)―プロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、一、三―ジカルバモイルチオ―二―(N・N―ジメチルアミノ)―プロパンとして2%以下を含有するものを除く。
- 三十九 しきみの実
- 三十九の二 シクロヘキサ―四―エン―一、二―ジカルボン酸無水物及びこれを含有する製剤
- 四十 シクロヘキシミドを含有する製剤。ただし、シクロヘキシミド〇・二%以下を含有するものを除く。
- 四十の二 シクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤
- 四十の三 ジ―(二―クロルイソプロピル)エーテル及びこれを含有する製剤
- 四十の四 ジクロルジニトロメタン及びこれを含有する製剤
- 四十の五 二、四―ジクロル―六―ニトロロフェニル、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 四十一 ジクロルブチンを含有する製剤
- 四十一の二 二、四―ジクロル―r、r、r―トリフルオロ―四、―ニトロメタトルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド) 及びこれを含有する製剤。ただし、二、四―ジクロル―r、r、r―トリフルオロ―四、―ニトロメタトルエンスルホンアニリド〇・三%以下を含有するものを除く。
- 四十一の三 二、四―ジクロル―ニトロロベンゼン及びこれを含有する製剤
- 四十一の四 二、四―ジクロルフェノール及びこれを含有する製剤
- 四十一の五 一、三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤
- 四十二 二、三―ジ―(ジエチルジチオホスホロ)―パラジオキサンを含有する製剤
- 四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン4%以下を含有するものを除く。
- 四十二の三 ジデシル(ジメチル)アンモニウムクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、

- し、ジデシル(ジメチル)アンモニウムクロリド〇・四%以下を含有するものを除く。
- 四十三 二、四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェニルを含有する製剤。ただし、二、四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェニル〇・五%以下を含有するものを除く。
- 四十三の二 二、四―ジニトロトルエン及びこれを含有する製剤
- 四十四 二、四―ジニトロ―六―(一―メチルプロピル)―フエニルアセテートを含有する製剤
- 四十五 二、四―ジニトロ―六―(二―メチルプロピル)―フエニル2%以下を含有する製剤
- 四十六 二、四―ジニトロ―六―メチルプロピルフェニルジメチルアクリレート含有する製剤
- 四十六の二 ジニトロメチルヘブチルフェニルクロトナート(別名ジノカツプ) 及びこれを含有する製剤。ただし、ジニトロメチルヘブチルフェニルクロトナート〇・二%以下を含有するものを除く。
- 四十六の三 二、三―ジヒドロ―二、二―ジメチル―七―ベンゾ「b」フラン―N―ジブチルアミノチオ―N―メチルカルバマート(別名カルボスルファン) 及びこれを含有する製剤
- 四十七 二、二、―ジピリジリウム―一、一、―エチレンジプロミドを含有する製剤
- 四十七の二 二―ジフェニルアセチル―一、三―インダンジオン〇・〇〇五%以下を含有する製剤
- 四十七の三 三―(ジフルオロメチル)―一、一―メチル―N―「(三R)」―一、一、三―トリメチル―二、三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル)―一、H―ピラゾール―四―カルボキサボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三―(ジフルオロメチル)―一、一―メチル―N―「(三R)」―一、一、三―トリメチル―二、三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル)―一、H―ピラゾール―四―カルボキサミド3%以下を含有するものを除く。
- 四十七の四 ジプロピル―四―メチルチオフェニルホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 四十八 一、二―ジプロムエタン(別名EDB)を含有する製剤。ただし、一、二―ジブ

三RS) 一三(二)クロロ一三・三・三一
トリフルオロ一(一)プロペニル) 一・二・二
ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
(別名テフルトリン) 一・五以下を含有す
る製剤
七十一の五 三・七・九・一三(一)テトラメチル
一五・一(一)ジオキサ一・八・一四(一)トリ
チア一四・七・九・一(一)テトラアザペンタ
デカ一三・一(一)ジエン一六・一(一)ジオン
(別名チオジカルブ) 及びこれを含有する製
剤
七十一の六 二・四・六・八(一)テトラメチル
一・三・五・七(一)テトラオキソカン(別名メ
タアルデヒド) 及びこれを含有する製剤。た
だし、二・四・六・八(一)テトラメチル一
三・五・七(一)テトラオキソカン一〇%以下を
含有するものを除く。
七十二 無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。
七十二の二 (一)ドデシルグアナジニウムIIア
セタート(別名ドジン) 六五%以下を含有す
る製剤
七十二の三 三・六・九(一)トリアザウンデカン
一・一(一)ジアミン及びこれを含有する
製剤
七十三 トリエタノールアンモニウム一・四
一(一)ジニトロ一六(一)メチルプロピル) 一
フェノラート含有する製剤
七十二の二 トリクロロニトロエチレン及びこ
れを含有する製剤
七十四 トリクロロヒドロキシエチルジメチル
ホスホネイト含有する製剤。ただし、トリ
クロロヒドロキシエチルジメチルホスホネイ
ト一〇%以下を含有するものを除く。
七十四の二 二・四・五(一)トリクロロフエノキ
シ酢酸、そのエステル類及びこれらのいづれ
かを含有する製剤
七十四の三 トリクロロシラン及びこれを含有
する製剤
七十四の四 トリクロロ(フェニル)シラン及
びこれを含有する製剤
七十四の五 一・二・三(一)トリクロロプロパン
及びこれを含有する製剤
七十四の六 トリブチルトリチオホスフエイト
及びこれを含有する製剤
七十四の七 トリフルオロメタンスルホン酸及
びこれを含有する製剤。ただし、トリフルオ
ロメタンスルホン酸一〇%以下を含有するも
のを除く。

七十五 トルイジン塩類
七十六 トルイレンジアミン及びその塩類
七十六の二 トルエン
七十七 鉛化合物。ただし、次に掲げるものを
除く。
イ 四酸化三鉛
ロ ヒドロオキシ炭酸鉛
ハ 硫酸鉛
七十七の二 ナラシン又はその塩類のいずれか
を含有する製剤であつて、ナラシンとして一
〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシン
として一%以下を含有し、かつ、飛散を防止
するための加工をしたものを除く。
七十七の三 二酸化アルミニウムナトリウム及
びこれを含有する製剤
七十七の四 (一)ニトロフェニル) 一三
一(一)ニトリジメチル) ウレア及びこれを
含有する製剤
七十八 二硫化炭素含有する製剤
七十八の二 ノニルフェノール及びこれを含有
する製剤。ただし、ノニルフェノール一%以
下を含有するものを除く。
七十九 バリウム化合物。ただし、次に掲げる
ものを除く。
イ バリウムII四(五)クロロ一四(一)メチ
ル一ニスルホナトフェニルアゾ) 一三
ヒドロキシ一ニ(一)ナフトアト
ロ 硫酸バリウム
八十 ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除
く。
八十の二 N・N・一ビス(二)アミノエチ
ル) エタン一・二(一)ジアミン及びこれを含
有する製剤
八十の三 ビス(二)エチルヘキシル) II 水素
II ホスファート及びこれを含有する製剤。た
だし、ビス(二)エチルヘキシル) II 水素II
ホスファート二%以下を含有するものを除
く。
八十の四 S・S(一)ビス(一)メチルプロピ
ル) II O(一)エチルII ホスホロジチオアト
(別名カズホス) 一〇%以下を含有する製
剤。ただし、S・S(一)ビス(一)メチルプロ
ピル) II O(一)エチルII ホスホロジチオアト
三%以下を含有する徐放性製剤を除く。
八十の五 ヒドラジン一水和物及びこれを含有
する製剤。ただし、ヒドラジン一水和物三
〇%以下を含有するものを除く。

八十の六 ヒドロキシエチルヒドラジン、その
塩類及びこれらのいづれかを含有する製剤
八十の七 (一)ヒドロキシ一四(一)メチルチオ酪
酸及びこれを含有する製剤。ただし、(一)ヒ
ドロキシ一四(一)メチルチオ酪酸〇・五%以下
を含有するものを除く。
八十一 ヒドロキシルアミン含有する製剤
八十二 ヒドロキシルアミン塩類及びこれを含
有する製剤
八十二の二 (一)ビニル一(一)ピロリドン及び
これを含有する製剤。ただし、(一)ビニル一
二(一)ピロリドン一〇%以下を含有するものを
除く。
八十三 (一)ニ(一)ニ(一)ピリジル) 一(一)ペリジン
(別名アナバシン)、その塩類及びこれらのい
づれかを含有する製剤
八十三の二 ピロカテコール及びこれを含有す
る製剤
八十三の三 (一)フェニルパラクロルフェニ
ルアセチル) 一(一)三(一)インダンジオン及び
これを含有する製剤。ただし、(一)フェニ
ルパラクロルフェニルアセチル) 一(一)三(一)
インダンジオン〇・〇二五%以下を含有する
ものを除く。
八十四 フェニレンジアミン及びその塩類
八十五 フェノール含有する製剤。ただし、
フェノール五%以下を含有するものを除く。
八十五の二 (一)一(一)ブチル一三(一)二(一)六(一)
ジイソプロピル一四(一)フェノキシフェニル)
チオウレア(別名ジアフエンチウロン) 及び
これを含有する製剤
八十五の三 ブチル一三(一)二(一)ジヒドロ一
二(一)ジメチルベンゾフラン一七(一)イルII N・
N、一(一)ジメチルN・N、一(一)チオジカルバマ
一ト(別名フラチオカルブ) 五%以下を含有
する製剤
八十五の四 t(一)ブチル一四(一)一(一)一
三(一)ジメチル一五(一)フェノキシ一四(一)ピラゾ
リルメチレンアミノオキシメチル) ベンゾア
一ト及びこれを含有する製剤。ただし、t(一)
ブチル一四(一)一(一)三(一)ジメチル一
五(一)フェノキシ一四(一)ピラゾリルメチレンア
ミノオキシメチル) ベンゾア一ト五%以下を
含有するものを除く。
八十五の五 ブチル(トリクロロ) スタンナン
及びこれを含有する製剤
八十五の六 N(一)ブチルピロリジン

八十五の七 (一)セカンダリーブチルフェノ
ール及びこれを含有する製剤
八十五の八 (一)ターシャリーブチルフェノ
ール及びこれを含有する製剤
八十五の九 (一)一(一)ブチル一五(一)一(一)一
ブチルベンジルチオ) 一四(一)クロロピリダジ
ン一三(一)H) 一(一)オン及びこれを含有する
製剤
八十五の十 ブチル一S(一)ベンジル一S(一)エチ
ルジチオホスフエイト及びこれを含有する
製剤
八十五の十一 N(一)一(一)一(一)ブチルベンジ
ル) 一四(一)クロロ一三(一)エチル一(一)メチル
ピラゾール一五(一)カルボキサミド(別名デブ
フェンピラド) 及びこれを含有する製剤
八十五の十二 (一)一(一)ブチル一五(一)メチル
エノール及びこれを含有する製剤
八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを
含有する製剤
八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含
有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六%
以下を含有するものを除く。
八十六 ブラスタサイジンS含有する製剤
八十七 ブラスタサイジンS塩類及びこれを含
有する製剤
八十七の二 ブルシン及びその塩類
八十七の三 ブロムアセトン及びこれを含有す
る製剤
八十八 ブロム水素含有する製剤
八十八の二 ブロムメチル含有する製剤
八十八の三 (一)一(一)ブチル一三(一)クロロプロパン
及びこれを含有する製剤
八十八の四 (一)一(一)ブチル一三(一)クロロメト
キシフェニル) 一(一)メチルプロピル一三(一)
フェノキシベンジル一エーテル(別名ハルフ
エンプロツクス) 及びこれを含有する製剤。
ただし、(一)一(一)ブチル一三(一)クロロメトキ
シフェニル) 一(一)メチルプロピル一三(一)フ
エノキシベンジル一エーテル五%以下を含有
する徐放性製剤を除く。
八十九 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエ
ンドエキソジメタノナフタリン(別名デイル
ドリン)含有する製剤
九十一 (一)二(一)三(一)四(一)五(一)六(一)ヘキサクロ
シクロヘキササン(別名リнден)含有する
製剤。ただし、一(一)二(一)三(一)四(一)五(一)六(一)へ

キサクロロシクロヘキサール・五％以下を含有するものを除く。

九十一 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノフタリン(別名アルドリン)を含有する製剤

九十一の二 ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有する製剤

九十一の三 ヘキサ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサ酸二％以下を含有するものを除く。

九十一の四 ヘキサール・六ージアミン及びこれを含有する製剤

九十二 ベタナフトールを含有する製剤。ただし、ベタナフトール一％以下を含有するものを除く。

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ヘプタン酸二％以下を含有するものを除く。

九十二の三 ペンゼン一・四ージカルボニルジクロリド及びこれを含有する製剤

九十二の四 ベンゾイルクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルクロリド〇・〇五％以下を含有するものを除く。

九十三 一・四・五・六・七ペンタクロール一・八・八ージクロロメタン)ーインデン(別名ヘタクロール)を含有する製剤

九十四 ペンタクロルフエノール(別名PCP)を含有する製剤。ただし、ペンタクロルフエノール一％以下を含有するものを除く。

九十五 ペンタクロルフエノール塩類及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフエノールとして一％以下を含有するものを除く。

九十五の二 ペンタン酸及びこれを含有する製剤。ただし、ペンタン酸二％以下を含有するものを除く。

九十六 硼化合物素酸及びその塩類

九十六の二 ホスホン酸及びこれを含有する製剤

九十七 ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルムアルデヒド一％以下を含有するものを除く。

九十八 無水クロム酸を含有する製剤

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水酢酸〇・二％以下を含有するものを除く。

九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤。ただし、無水マレイン酸一・二％以下を含有するものを除く。

九十八の四 メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタクリル酸二五％以下を含有するものを除く。

九十八の五 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一％以下を含有するものを除く。

九十八の六 メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤

九十八の七 メタンアルソン酸鉄及びこれを含有する製剤

九十八の八 メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸〇・五％以下を含有するものを除く。

九十八の九 ニーメチリデンブタン二酸(別名メチレンコハク酸)及びこれを含有する製剤

九十八の十 メチルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、メチルアミン四〇％以下を含有するものを除く。

九十八の十一 メチルイソチオシアネート及びこれを含有する製剤

九十八の十二 三ーメチル一五ーイソプロピルフェニル一Nーメチルカルバメート及びこれを含有する製剤

九十八の十三 メチルエチルケトン

九十九 Nーメチルカルバミル一ニクロルフエノール及びこれを含有する製剤。ただし、Nーメチルカルバミル一ニクロルフエノール二・五％以下を含有するものを除く。

九十九の二 N、ー(二ーメチル一四ークロルフエニル)ーN、Nージメチルホルムアミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、N、ー(二ーメチル一四ークロルフエニル)ーN、Nージメチルホルムアミジンとして三％以下を含有するものを除く。

九十九の三 メチルNー「二ー「(四ークロルフエニル)ーHーピラゾール一三ーイルオキシメチル」フェニル」(Nーメトキシ)カルバマート(別名ピラクロストロビン)及びこれを含有する製剤。ただし、メチルNー「二ー「(四ークロルフエニル)ーHーピラゾール一三ーイルオキシメチル」フェニル」(Nーメトキシ)カルバマート六・八％以下を含有するものを除く。

九十九の四 メチルシクロヘキサール一四ークロルフエニルチオホスフェイト一・五％以下を含有する製剤

九十九の五 メチルジクロロピニリン酸カルシウムとジメチルジクロロピニルホスフェイトとの錯化合物及びこれを含有する製剤

九十九の六 メチルジチオカルバミン酸亜鉛及びこれを含有する製剤

九十九の七 メチルN、N、ー「ジメチルNー「(メチルカルバモイル)オキシ」ー「チオオキサミイミデート〇・八％以下を含有する製剤

九十九の八 Sー(四ーメチルスルホニルオキシフェニル)ーNーメチルチオカルバマート及びこれを含有する製剤

九十九の九 五ーメチル一・二・四ートリアゾロ「三・四ーb」ベンゾチアゾール(別名トリシクラゾール)及びこれを含有する製剤。ただし、五ーメチル一・二・四ートリアゾロ「三・四ーb」ベンゾチアゾール八％以下を含有するものを除く。

百 Nーメチル一ナフチルカルバメートを含有する製剤。ただし、Nーメチル一ナフチルカルバメート五％以下を含有するものを除く。

百の二 NーメチルNー(一ナフチル)ーモノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤

百の三 二ーメチルピフェニル一三ーイルメチル「(RS・ニRS)ー「二ー(Z)ー「二ークロロ」一三・三ートリフルオロ」ー「プロペニル」一三・三ートリフルオロ」ー「パンカルボキシラート及びこれを含有する製剤。ただし、二ーメチルピフェニル一三ーイルメチル「(RS・ニRS)ー「二ー(Z)ー「二ークロロ」一三・三ートリフルオロ」ー「プロペニル」一三・三ージメチルシクロプロパンカルボキシラート二％以下を含有するものを除く。

百の四 Sー(二ーメチル一ー「ピペリジル」カルボニルメチル)ジプロピルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。ただし、Sー(二ーメチル一ー「ピペリジル」カルボニルメチル)ジプロピルジチオホスフェイト四・四％以下を含有するものを除く。

百の五 三ーメチルピフェニルNーメチルカルバマート及びこれを含有する製剤。ただし、三ーメチルピフェニルNーメチルカルバマート二％以下を含有するものを除く。

百の六 二ー「(一ーメチルプロピル)ー「フェニルNーメチルカルバマート及びこれを含有する製剤

する製剤。ただし、二ー「(一ーメチルプロピル)ー「フェニルNーメチルカルバマート二％(マイクロカプセル製剤にあつては、一五％)以下を含有するものを除く。

百の七 メチル「(四ープロム一・二・五ージクロルフエニル)ー「チオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤

百の八 四ーメチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、四ーメチルベンゼンスルホン酸五％以下を含有するものを除く。

百の九 メチルホスホン酸ジメチル

百の十 SーメチルNー「(メチルカルバモイル)ー「オキシ」ー「チオアセトイミデート(別名メトミル) 四五％以下を含有する製剤

百の十一 メチレンビス(一ーチオセミカルバジド)二％以下を含有する製剤

百の十二 五ーメトキシN、Nージメチルトリプタミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

百の十三 一ー(四ーメトキシフェニル)ピペラジン及びこれを含有する製剤

百の十四 一ー(四ーメトキシフェニル)ピペラジン一塩酸塩及びこれを含有する製剤

百の十五 一ー(四ーメトキシフェニル)ピペラジン二塩酸塩及びこれを含有する製剤

百の十六 二ーメトキシ一・三・二ーベンゾジオキサホスホリニ一スルフィド及びこれを含有する製剤

百の十七 二ーメルカプトエタノール一〇％以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二ーメルカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。

百の十八 メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸一％以下を含有するものを除く。

百の十九 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八％以下を含有するものを除く。

百の二十 モノゲルマン及びこれを含有する製剤

百一 モノフルオール酢酸パラプロムアニリド及びこれを含有する製剤

百一の二 モノフルオール酢酸パラプロムベンジラミド及びこれを含有する製剤

附 則 (昭和五一年七月三〇日政令第二〇五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月四日政令第一五六号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年一〇月二四日政令第三五八号)

この政令は、昭和五十三年十一月一日から施行する。

2 改正後の毒物及び劇物指定令第一条第九号の二及び第十五号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、昭和五十四年二月二十八日まで、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五五年八月八日政令第二〇九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年八月二五日政令第二七一号)

この政令は、昭和五十六年九月一日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第三十号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十六年十二月三十一日まで、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十六年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第五項において準用する場合を含む。及び第十二条第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五七年四月二〇日政令第一二二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年三月二九日政令第三五号)

この政令は、昭和五十八年四月十日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第四十六号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十八年六月三十日まで、毒物及び劇物取締法第十二条第五項において準用する場合を含む。及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五八年二月二日政令第二四六号)

この政令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十九年二月二十九日まで、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十九年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第五項において準用する場合を含む。及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五九年三月一六日政令第三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年四月一六日政令第一〇九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年二月一七日政令第三三三三号)

この政令は、公布の日から施行する。

営業については、昭和五十八年六月三十日まで、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十八年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。及び第二項の規定は、適用しない。)

附 則 (昭和五八年二月二日政令第二四六号)

この政令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。

1 この政令は、昭和五十八年十二月十日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第二条第一項第十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和五十九年二月二十九日まで、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、昭和五十九年二月二十九日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第五項において準用する場合を含む。及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和五九年三月一六日政令第三〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年四月一六日政令第一〇九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年二月一七日政令第三三三三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月二二日政令第二八四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月二二日政令第二八四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月二二日政令第二八四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月二二日政令第二八四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月二二日政令第二八四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年一月二二日政令第二八四号)

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定は、昭和六十二年一月二十日から施行する。

2 第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第一条第十七号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六十二年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

縮法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、第一条第十七号の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六十二年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。及び第二項の規定は、適用しない。)

附 則 (昭和六二年一〇月二二日政令第三四五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年六月三日政令第一八四号)

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定は、昭和六三年六月十日から施行する。

2 第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に改正後の第二条第一項第七十四号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、昭和六三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、第二条第一項第七十四号の三の次に一号を加える改正規定の施行の際現に存するものについては、昭和六三年八月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。及び第二項の規定は、適用しない。)

附 則 (昭和六三年九月三〇日政令第二八五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年三月一七日政令第四七四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月一七日政令第一六二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月一七日政令第一六二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月一七日政令第一六二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月一七日政令第一六二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月一七日政令第一六二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年五月三十一日政令第一六二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第十号の三に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包に改正前の毒物及び劇物指定令第二条第一項第十号に掲げる名称により毒物及び劇物取締法第十二条第二項の規定による表示がなされているものについては、平成二年五月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

2 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の二、第三十二号及び第九十九号の七の改正規定は、公布の日から施行する。

引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

附 則 (平成二年九月二一日政令第二七六号)

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、平成二年十月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の二、第三十二号及び第九十九号の七の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二号の三、第六号の二から第六号の六まで、第十三号の三及び第十三号の四並びに第二条第一項第一号の二、第七十四号の三及び第九号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項(同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。及び第二項の規定は、適用しない。)

附 則 (平成三年四月五日政令第一〇五九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年二月一八日政令第三六九号)

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、平成三年十二月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第一号並びに第二条第一項第一号の四、第十四号の五、第十五号の二、第二十八号の二、第四十号の二、第四十三号の二、第九十一号の二及び第九十八号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成四年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条

販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十一年十二月三十一日までには、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十一年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二二年四月二八日政令第二一三三号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十二年五月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十四号の四、第十五号の三及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十六号の二及び第二条第一項第二十八号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二條、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十二年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二二年九月二二日政令第四二九号）

この政令は、平成十二年十月五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年六月二九日政令第二二七号）

この政令は、平成十三年七月十日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年三月二五日政令第六三三号）

（施行期日）
1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第二十四号の二及び第二条第一項第二十八号の四に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十四年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成一四年一月二七日政令第三四七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年三月一七日政令第四三三三号）

（施行期日）
1 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の四、第二十四号の三及び第三十一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成一七年三月二四日政令第六五五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年四月二二日政令第一七六号）

（施行期日）
1 この政令は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第二条第一項第三十号の六に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）以下同じ。の規定による毒物の表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二條第一項の規定は、適用しない。

3 この政令の施行前にした新令第二条第一項第三十号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この政令の施行の際現に新令第二条第一項第七十二号の二、第八十五号の九及び第九十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

5 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成一九年八月二五日政令第二六三三号）

（施行期日）
1 この政令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第七十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第十九号の三並びに第二条第一項第四号の四、第十四号の二及び第七十二号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十九年十一月三十日までは、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十九年十一月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二〇年六月二〇日政令第一九九号）

（施行期日）
1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の十一及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第二号の三、第十号の三及び第二十六号の十並びに第二条第一項第一号の五、第一号の六、第五十号の二及び第八十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二二年四月八日政令第一二〇号）

（施行期日）
1 この政令は、平成二十一年四月二十日から施行する。ただし、第二条第一項第十号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第一号の二から第一号の四まで及び第十六号の二並びに第二条第一項第二号の二、第四号の二、第七十一号の六及び第九十一号の三から第九十一号の十三までに掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十一年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二條、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十一年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二條第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

4 新令第一条第二十六号の八に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法

第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十一年七月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

この政令の施行前にした新令第一条第二十六号の八に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年二月一五日政令第二四二号）

（施行期日）
1 この政令は、平成二十二年十二月三十一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第二条第一項第四号の五、第十八号の三及び第四十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十三年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

（施行期日）
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十三年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十三年一月四日政令第三七号）

（施行期日）
1 この政令は、平成二十三年十月二十五日から施行する。ただし、第二条第一項第四号の五、第三十二号及び第五十四号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の三及び第二十四号の四並びに第二条第一項第九号の十一に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

（施行期日）
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年一月三十一日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十四年九月二〇日政令第二四二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年九月二二日政令第二四五号）
（施行期日）
1 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第一条第五号の二、第十号の四、第十一号の四及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十二号、第四十一号の三、第五十号の二、第九十八号の三及び第九十八号の六に掲げる物（同項第三十二号に掲げる物にあつては、この政令による改正前の毒物及び劇物指定令（以下「旧令」という。）第二条第一項第三十二号（89）に掲げる物（新令第一条第十号の四に掲げる物に該当するものを除く。）に該当するものに限る。）の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十四年十二月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

（施行期日）
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

（経過措置）
4 新令第一条第十六号の二に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による劇物の表示がなされているものについては、平成二十四年十二月三十一日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は、適用しない。

（施行期日）
5 この政令の施行前にした旧令第二条第一項第五十五号の三に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年六月二八日政令第二〇八号）

（施行期日）
1 この政令は、平成二十五年七月十五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の二、第六号の四、第十九号の三及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十五年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

（経過措置）
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の二、第六号の四、第十九号の三及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十五年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

（経過措置）
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

（施行期日）
1 この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年六月二五日政令第二二七号）

（経過措置）
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の五及び第六号の六並びに第二条第一項第八十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十六年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

（経過措置）
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十六年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成二十七年六月一九日政令第二五一号）

（施行期日）
1 この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第二十二号及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四号の四、第十三号の四及び第三十一号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十七年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

（経過措置）
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

（経過措置）
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

（経過措置）
3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十七年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

（施行期日）
1 この政令は、平成二十八年七月十五日から施行する。ただし、第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二一メルカプトエタノール〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）、第二条第一項第三十二号の改正規定及び同項第九十八号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年七月一日政令第二五五号）

（経過措置）
2 この政令の公布の日から平成二十八年七月十四日までの間における第一条第二十六号の十一の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二一メルカプトエタノール〇％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）による改正後の同号の規定の適用については、同号中二一メルカプトエタノール〇％以下」とあるのは、「容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二一メルカプトエタノール〇・一％以下」とする。

（経過措置）
3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

（経過措置）
3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

（経過措置）
3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

（経過措置）
3 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

二十二条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 二一メルカプトエタノール一〇％以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、二一メルカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十八年十月三十一日まで、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした二一メルカプトエタノール一〇％以下を含有する製剤（容量二〇リットル以下の容器に収められたものであって、二一メルカプトエタノール〇・一％以下を含有するものを除く。）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年六月一四日政令第一六〇号）

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八号並びに第二条第一項第一号、第七号、第三十二号及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の公布の日から平成二十九年六月三十日までの間における第一条第十八号の改正規定による改正後の同号の規定の適用については、同号中「亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤」とあるのは、「容量一リットル以下の容器に収められた製剤であつて、亜セレン酸〇・〇〇〇八二％以下を含有するもの」とする。

第三条 この政令の施行の際現に二一ターシヤリブチルフェノール及びこれを含有する製剤の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十九年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 二一ターシヤリブチルフェノール及びこれを含有する製剤であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。次条に

おいて同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸〇・〇〇〇八二％以下を含有するものを除く。）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十九年九月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした亜セレン酸〇・〇〇八二％以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであって、亜セレン酸〇・〇〇〇八二％以下を含有するものを除く。）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年六月二九日政令第一九七号）

（施行期日）
1 この政令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第九十八号の二の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第一号の八、第六号の七、第十号の四、第十九号の五、第二十二号の二、第二十三号の三及び第二十三号の四並びに第二条第一項第四号の五、第十一号の二、第三十七号の三、第五十六号の二、第六十八号の二、第六十八号の三、第七十四号の四、第七十七号の三、第八十号の二、第九十六号の二及び第七十八号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（平成三〇年二月一九日政令第三四二号）
（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第四十二号の二、第四十七号の三、第九十七号及び第九十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成三十一年三月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成三十一年三月三十一日までは、法第十二条第一項（法第十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（令和元年六月一九日政令第三一〇号）

（施行期日）
1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定、「同項第五十号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二一（ジメチルアミノ）エチルメタクリレート六・四％以下を含有するものを除く。」を加える部分に限る。）及び同項第六十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第三十号の六、第三十九号の二、第四十二号の三、第五十号の三、第七十四号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び第九十五号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和元年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和元年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（令和二年六月二四日政令第二一〇号）
（施行期日）

1 この政令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第六十八号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の十三及び第十三号の三並びに第二条第一項第四号の七、第八号の二、第十八号の四、第二十八号の九、第四十一号の四、第七十八号の二、第八十二号の二、第八十五号の十三、第八十五号の十四、第九十二号の三、第九十二号の四、第九十八号の八、第九十二号の四及び第九十二号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和二年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和二年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

附則（令和四年一月二八日政令第三六〇号）

（施行期日）
第一条 この政令は、令和四年二月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第九号の八に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和四年四月三十日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和四年四月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第二項の規定は、適用しない。

第三条 毒物除外物（この政令による改正後の第二条第一項第二十二号の二に掲げる物又は同項第七十一号の四に掲げる物（この政令による改正前の第二条第一項第七十一号の四に掲げる物を除く。）をいう。次条において同じ。）であつ

て、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、令和四年四月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第四条 この政令の施行前にした毒物除外物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
